

## 規制改革推進会議（第29回） 議事概要

1．日時：平成30年4月20日（金）15:29～16:15

2．場所：4号館11階共用第1特別会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、江田麻季子、長谷川幸洋、  
原英史、森下竜一、八代尚宏

（政府）田中副大臣、河内内閣府事務次官、前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、荒木参事官、石崎参事官、  
佐脇参事官、谷輪参事官、中沢参事官、西川参事官、福田参事官

4．議題：

（開会）

1．日本で学ぶ留学生の就職率向上に向けた意見について

2．「一気通貫の在宅医療」の実現にかかる意見について

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 「規制改革推進会議」第29回会合を開会いたします。

本日は、飯田委員、古森委員、高橋委員、野坂委員、林委員、吉田委員が御欠席です。

田中副大臣に御出席いただいております。ありがとうございます。

本日は、2件の意見書を取りまとめます。

1つ目は、保育・雇用ワーキング・グループの「日本で学ぶ留学生の就職率向上に向けた意見」。

2つ目は、医療・介護ワーキング・グループの「『一気通貫の在宅医療』の実現にかかる意見」です。

それでは、保育・雇用ワーキング・グループの意見書からよろしくお願いたします。

まず、事務局より資料1-1の説明をお願いいたします。

福田参事官 承知いたしました。

資料1-1をお手元に御用意ください。

9月11日の第20回規制改革推進会議にて決定されたテーマ「若手外国人材の雇用環境整備」を受け、高度人材の候補者である、日本で学ぶ大学・大学院留学生の就職率向上に向けた議論が6回にわたって行われました。

ここで、各回のヒアリングによって得られたポイントを御報告いたします。

第5回のワーキングでは、留学生を取り巻く全体像を把握いたしました。日本人人口が減る一方、在留外国人は近年、年間当たり15万人のペースでふえています。現在、我が国

の大学など、高等教育機関で学ぶ留学生は19万人おり、留学生の95%以上はベトナムなどのアジアからの留学生です。大卒以上の留学生で日本企業への就職希望者のうち、実際に就職できた留学生は半数にとどまり、残りの半数は不本意ながら母国に帰国しているのが実情です。

留学生の就職先の多くは、中小、小規模企業であり、それらの企業が留学生に求めるのは、報告書が作成できるほどの高い日本語レベルです。学生時代の日常生活の日本語だけでは働く上で不十分であり、仕事に必要な日本語学習制度の確立が必要であるという御意見がございました。

第6回ワーキングでは、御自身も30年前に留学生として来日され、現在も日本で活躍されつつ、留学生との接点をお持ちの立場からの発表をいただきました。日本人には当たり前のことであっても、外国籍のエリートを引きつける価値は十分にある。周知が足りないのではないかと、少し工夫を促したい。また、ビジネス日本語の学習を通じて日本文化も理解される。安定した就業には継続的な日本語教育は欠かせないという御意見がございました。

第7回は、大学のキャリアセンターと連携をし、留学生の就職支援を行っている事業者と日本商工会議所にお越しいただきました。留学生の就職支援事業者は、留学生向けの公的な窓口不足、または企業が求める日本語能力の習得機会の少なさ、留学生の就職や定着のためのインターンシップが非常に有効であるということ。また、ビジネスで使う日本語能力評価について、何かしら解決の方法を見出す必要があるのではないかと指摘がございました。

商工会議所からは、優秀であれば国籍を問わず採用意欲が高い企業が近年ふえている。しかし、地方には企業が気軽に相談できる窓口が少ない。留学生の多くは東京以外の地域で学んでいるので、ぜひ大学と地元産業界で連携するなどしてインターンシップを積極的に活用していきたいという発表がございました。

加えまして、在留資格の対しましては、大企業にのみ認められている添付書類の削減、この優遇措置を健全な経営をしている中小企業にも認めてもらいたいという要望もございました。

第8回、9回は、関係省庁として文科省、厚労省、経産省、法務省に対して、現状の各省の政策をヒアリングするとともに、これまでにいただいた各種要望の確認を行いました。

そして、第10回は、全てのヒアリング相手から御指摘されました日本語教育について、専門家の御意見をいただきました。

日本語教育の専門家のおひとりからは、諸外国に倣い、政府として日本語教育人材の養成強化、これの公的支援が求められるという御意見がございました。日本語教育の専門家のもう一方からは、大学で留学生のキャリア教育として日本語教育、就労支援に携わっているお立場から、留学生に対する効果的な就労支援、具体的には、業務として日常的に使う連絡や調整、プレゼンテーションなど、ビジネスの基盤となるような実践的な日本語教

育プログラムが提供されることで、留学生の学習意欲が維持されるという実践報告がございました。そして、地方での若者就職支援の取り組みを行っていらっしゃる、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部からも政策の状況を確認いたしました。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、「日本で学ぶ留学生の就職率向上に向けた意見」の案についてお諮りいたします。安念座長より、資料1 - 2の御説明をお願いいたします。

安念委員 資料1 - 2でございますが、さして大部なものでございませぬし、当会議の名前で御発表をいただきたいというものであり、御説明するよりも朗読してしまったほうが早いと思いますので、朗読をさせていただきます。

「日本で学ぶ留学生の就職率向上に向けて（案）」。

近隣アジア諸国での給与水準が急速に高まる中、高度人材の重要な供給源である外国人留学生を我が国にとどめることは喫緊の課題となっている。留学生のうち約6割が国内企業への就職を希望するものの、実際に就職に至る割合は約3割にすぎない。このため、『日本再興戦略2016』では留学生就職率を5割に上げるとの目標が掲げられ、取り組みが進められている。

日本企業独自の採用慣行のもとで、留学生の就職率を高めるのは容易ではない。世界的に人材獲得競争が激化する中で留学生の就職率5割の目標を達成するには、留学生の実態を踏まえた制度の見直し、また企業と留学生双方の各種手続の簡素化等が不可欠である。

政府においては、大学・大学院留学生が就職しやすく、また能力を発揮しやすい環境をつくるために、以下の措置を講ずべきである。

「1. 在留資格の変更手続を透明化し、簡素化する」。

留学生は就職する際に、就職先の職務に該当する在留資格に変更する必要がある、多くは「技術・人文知識・国際業務」への変更を求める。法務省は許可条件として、大学での専攻と職務の関連性を「柔軟に判断している」というものの、資格変更の不許可理由の説明に丁寧さを欠くと指摘もある。また変更手続の際、採用企業の規模が小さいほど多くの添付書類が求められる。このため、以下の措置を講ずべきである。

在留資格の変更許可申請における不許可事例を調査し、留学生の在留資格への変更許可ガイドラインに基準を明示し、周知を徹底する。

採用企業が中小企業・スタートアップ企業であっても、経営の健全性や信用性の評価に応じて書類の添付義務の緩和を受けられるよう、企業のカテゴリー分けに新たな基準、例えば地方公共団体及び産業団体との留学生就職支援活動への関与状況、社会保険料の納付状況、政府調達の実績等の追加を検討する。

入国管理局の窓口混雑緩和のため、電子申請の早期開始を検討する。

「2. 就職インセンティブと定着率向上のために高度人材ポイント制を活用する」。

高度外国人材の活用のため、学歴や年収などの項目ごとに付与されたポイントが合計70

点に達すれば、出入国管理上の優遇措置（在留期間の長期化、家族の帯同や就労、手続の優先処理等）が与えられる。

法務省の指定する特定の大学、これは加算の一つの項目であるわけですが、その卒業生のうち、上記の優遇措置が与えられる可能性は高い。しかし、本邦大学のうち、特定の大学は13校にすぎない上に、都市部の大学が中心である。特にすぐれた留学生の国内就職と定着を促すという政策目標の観点から、また企業の採用を促すためにも、高度人材ポイント制による入国管理上の優遇措置、制度を拡充し、以下の措置を講ずべきである。

ポイント加算の対象になる本邦の特定の大学の対象範囲及びポイントの拡大を検討する。その際、地方の大学にも門戸を開くよう検討する。

高度人材ポイント制度が留学生の就職において積極活用されるよう、留学生及び企業への周知を徹底するということですが、現在、本邦のうちのポイントの対象となる特定の大学というのは2ページの下の方の注4にございます。平たく言えば、旧帝大と早慶、大体このようなものというところでございます。

「3．起業要件を見直す」。

起業のために必要な在留資格「経営・管理」の取得には、常勤2名以上の雇用、または資本金もしくは出資金の総額が500万円以上の事業規模要件を満たす必要がある。外国人起業家の受け入れ促進のため、資本金のうち地方公共団体が最大200万円まで負担する取り扱いがなされている。また、外国人起業家支援は、今後、さらなる特例の創設が予定されているが、この特例も地方公共団体の関与が条件である。留学生の起業を加速するために、以下の措置を講ずべきである。

大学新卒者の起業に限り、在留資格「経営・管理」の取得条件である資本金または出資金の引き下げを検討する。

地方公共団体だけでなく、大学が支援する場合も上記の特例の対象とすることを検討とする。

この常勤または常勤2名以上、500万円以上という要件は事実上のものではございませんで、法務省令で定まっているものでございますから、これを緩和するには省令の改正が必要でございます。ただし、法務省令自体に常勤2名以上か500万円以上か、あるいはそれに準ずるものというのがあるが、それに準ずるものの中で地方公共団体が支援しているというのとなっているわけですが、それを拡大してくれということを要求しようとしているわけでございます。

「4．インターンシップを活用できるようにする」。

留学生・企業双方の相互理解を深める場として、インターンシップは有効である。しかし、法務省のウェブサイトでは、無給と有給の場合におけるインターンシップの参加条件の違いが明確に記述されておらず、インターンシップは卒業間際の学生にしか認められないとの情報が広く認識されている。インターンシップの積極活用に向け、以下の措置を講ずべきである。

無給のインターンシップにおいては、対象者・対象活動に制約がなく参加できること、また、有給インターンシップにおいても、週28時間以内である限り、資格外活動（いわゆるアルバイト）の包括許可の範囲内とみなされ、対象者・対象活動に制約がなく、個別の届け出不要で参加できることの周知を徹底する。

週28時間を超える有給インターンシップにおいては、単位を修得するために必要な実習等である場合や専攻科目と密接な関係がある場合等には、最終学年に限らずとも参加が認められることの周知を徹底する。

「5．就労のための日本語能力を強化する」。

日本で就労し活躍するためには、相当の日本語能力が求められる。ビジネスで使用する日本語能力を強化する教育環境を充実するため、以下の措置を講ずべきである。

日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。

複数の大学で取り組みが開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果（ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか）を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。

留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等へのビジネス日本語の研修等の機会を提供する。これは職場に就職してから後もケアをしようという考え方でございます。

「6．地方における就職支援を強化する」。

約7割の留学生が東京以外の地方大学で学んでいることから、地方における就職支援が求められる。このため、以下の措置を講ずべきである。

東京圏から地方への「人」の流れづくりに取り組み、地方公共団体の担い手確保の施策について、外国人留学生を含む東京圏の人材の受け入れに積極的な企業の掘り起こしや、人材の円滑なマッチング等を支援する。

全国どの地域でも留学生が就職相談できるよう、ハローワークの拠点を強化し、就職支援を行う。

企業における外国人材の雇用管理改善を支援するためのガイドブック「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」がより広く活用されるよう周知を徹底する。これも大変よいガイドブックですが、なかなかそんなに広く知られていないようですので、就労した後のケアをしなければならないという観点から、このようなことを申しております。

以上が提案でございますが、これは私の個人的な感想でございますけれども、つくづく感じたのは、私は日本の大企業を中から変えるというのはもう無理だから諦めようと思っています。特に人事部文化というのがあるもののようで、外国人を採用するといっても、結局ほぼほぼ完璧に日本人になった人しか採らないというカルチャーがあるもののようで、これを変えろと言っても、それはサラリーマンの集団には無理なことだと思えます。これ

が第1点。

だから、無理なら無理で結構です。そのほかのところで活躍していただければ十分ですというのと、それと高度外国人材に、日本に永住していただいてももちろんいいのですけれども、別にべったり根を生やしてくれと、日本人になってくれということを行っているわけではなくて、もちろん長期に在留していただくのは望ましいわけだが、どこに行ってもくださっても結構だが、日本でもある時期、活躍していただくためには環境の整備をしなければいけないなと感じた次第でございます。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。

原委員、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。大変すばらしい御意見だと思って伺っておりました。

1点だけ、小さなところで質問なのですが、特定の大学13校というのはどういう選定基準なのでしょう。この13校にいる留学生は特にすぐれた留学生であると推定するということであるとすると大変違和感があって、むしろ個人の留学生ごとに本当にすぐれているかどうかを選別するような基準を考えられたほうがいいのではないかと。その観点では、この特定の大学を拡大するというよりは、むしろ、このようなものをやめてもっと合理化したほうがいいのではないかと気がいたしましたものですから、質問です。

安念委員 特にすばらしい大学なので、そこでの留学生の選定も特にすばらしい留学生を選定しているのだと推定しているのではないのでしょうか。

福田参事官 スーパーグローバル大学創生支援事業のトップ校として、文科省の10年間のプロジェクトで選定した大学のうち、上位校として指定を受けた13の学校がこれに該当しております。

安念委員 たしか何年から始まったの10年間でしたか。

福田参事官 今から4年前に始まったプロジェクトでございます。

安念委員 だから、いずれにせよ、あと6年経つと選定をしないといけないはずですよ。

大田議長 よろしいですか。

原委員 はい。

大田議長 ほかはいかがでしょうか。

金丸議長代理、どうぞ。

金丸議長代理 まず1つ目の質問は、2ページの起業要件のところの に大学新卒者と書いてあるのですが、この大学新卒者の定義はどのようにお考えなのでしょう。

安念委員 別にないです。別にないですよというのは、常識的な範囲で含みを持たせております。

金丸議長代理 そうなのですか。これが含みを持っているのか、大学新卒者の起業に限

りとは、要するに海外から来る人もいろいろなパターンがあると思うのです。日本の発想の大学新卒者というと、学校教育を経て大学教育を終わって、真っさらの人のことを言いがちなので、ここの表現は気になりましたのが1つ。

あと、私、未来投資会議でこの類いの担当をしているのですけれども、そちらの問題意識は、立命館大学のアジア太平洋の先生方が来られて、大体9月に卒業しても大企業側の新卒一括採用システムが、なかなか変わらないので4月まで空白のビザなし期間ができてしまう。そのことで企業の方も呼びをして、その企業というのはグローバル人材を豊富に採用なさっておられる日本の企業なのですけれども、新卒一括採用の仕組みだけは変えられないとその企業ですら言われた。だから、相当この問題はもっと大がかりに、文科省も変えなければいけないし、法務省も変わっていただかなければいけないというようなことなのですが、今のタイミングでこれを出す意味合いというか意義はどういうことになるのでしょうか。

安念委員 御指摘はまことにごもっともでございます。私どもは今回、外国人一般を対象にするのは話が広過ぎるものですから、日本の大学、それもそこそこの大学で勉強した方々にできるだけ日本に居ついでいただくというか、就職しやすい環境をつくろうということだったので、まずはこれにしたのです。といいますのは、日本の大学のそこそこの水準のところ学んだ人であれば、それなりに身元がある、判明するわけです。外国からいきなり来た方が経営管理ということになると、これはなかなか氏素性がわかりませんので難しいということで一般化はいたしませんでした。

新卒者の概念ですが、これは議長代理がおっしゃるとおりなのです。ただ、日本の今の慣行では、留学のビザで来て卒業してしまうと、確かにその在留資格そのものはなくなるのですが、特定活動ということにして就職準備みたいなものの在留はある程度認められているのです。そこで、結局、我々は1つには就活するためのビザというか在留資格みたいなものもつけれないかなと思って検討したのですが、これはなかなかハードルが高かったのですから、とりあえずは、いわゆる新卒者。しかし、そこには相当の含みを持たせた意味での新卒者というようにターゲットを絞った次第です。

金丸議長代理 なるほど。

安念委員 何かもう少しいい表現ぶりとかありますか。私もおっしゃるような真っさらというイメージだとすると誤解されかねないことはわかるのです。

金丸議長代理 全体が不整合ですね。起業するときに地方の公共団体がかわってほしいと言っているながら、大学の指定校みたいなものは地方の大学はほぼ入っていなかったりして、外国人の人たちに来てほしいと思っている人たちが結構多いにもかかわらず、外国人の人たちが来たら行方不明になってどうなるかわからないみたいな発想がまだ色濃くある。では、外国人の労働者の方々が日本の経済にどのような貢献をしてくれているかというのは、相当120万人を超える就労者がいるわけだから、本来、厚生労働省で推測できて収入もわかるので、その合計金額を出してみても、その貢献度合いがエビデンスでわか

って、それが法務省と連携がとれていればいいのですけれども、それも連携もとれていないというのが未来投資会議で議論していることなのです。

ですから、貢献度合いがもっとエビデンスベースで出てこないと、情緒的な外国人労働者のいいイメージと悪いイメージが、いわゆる科学的ではない議論になってしまう。6月ぐらいまでに、未来投資会議は成長戦略に入れようと思っているのですけれども、何かうまくドッキングをすることもあり得たと思うのです。この4月20日にこれを出すという意義はどうなのだろう。

安念委員 これはなかなかもっと高次の話ですね。

金丸議長代理 そうなのですか。

安念委員 高次の話というのは、なかなか規制改革会議の枠組みだけでは、そう大風呂敷も広げられないものだから、とりあえずは高度人材にはできるだけ就職していただきたいという観点から審議しました。

特に、今回は一応、我々の心の中では多少の整合性はとったつもりで、つまり、大学の関与をもっと強めてもらいたい。つまり、高度人材のポイントになる大学はもっと広げてほしい。経営管理にしても大学のギャランティーがあれば地方公共団体がなくてもそれはいいのではないかということと、日本語教育、日本語教師の養成などについても大学のコミットメントをもっと強めてもらいたいという観点から、自分の心の中でしかないのですが、それなりの整合をやったとは思いますが、今、議長代理がおっしゃったようなもっと高い高次の観点からの整合性をとるとということについては、確かにもっと広い視野があったほうがよかったかもしれません。

大田議長 長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 在留資格の変更で不許可になる事例というのは、どのくらいあるのですか。

安念委員 1割かそこらで、大してありません。不許可の事例はこういうものがありますというのは確かに法務省のホームページの中に書いてあるのですが、極めて漠然としたもので、具体的にこういう振る舞いだとだめだということまでではないのです。ただ、入国管理上、余り細かいところばかり書いてしまうと、いわば取り締まりの手のうちを知られるというので嫌だという気持ちはわからなくはないのですが、今の段階では要するに悪いことをするとだめですみたいな、極端に言うとそのような程度なので、そこをもう少し詳しくしてほしいという要望をするつもりでございます。

長谷川委員 わかりました。

最初のほうに書いてある国内企業就職希望6割だけれども、実際の就職率は3割で、2割が落ちているわけですね。その2割が落ちているのは、在留資格の問題より別にもっと根本的に理由があるということでしょうか。

安念委員 それは採用されなかったということが大きいのでしょうか。自分の国あるいは外国にもっといい就職口があったということも当然であるでしょう。

大田議長 この6割が希望し、実際に3割にすぎない。この理由について、何かアンケ

ート調査結果がありましたね。

福田参事官 はい。脚注の1番、2番に書いてございます日本学生支援機構の調査でございます。この数値が現在の最新資料でございます。

大田議長 希望しながら就職できなかった理由についてのアンケート調査が、会議資料の中にありませんでしたか。

福田参事官 第1回の三菱総研が報告したレポートの中にもございました。1つは、長期に及ぶ日本式就職活動の慣行になかなか乗り切れなくて、学校の授業が落ちついた4年生の後半になってから活動を始めるということでおおきく出おくれしてしまう。あとは、ヒアリングで指摘がございましたように日本語の能力について、企業から相当の能力を求められる。日本人と同じ基準で評価されることに留学生自身がなじまない、納得いかないというのでしょうか、さまざまな理由がございます。

大田議長 長谷川委員、よろしいですか。

長谷川委員 わかりました。

大田議長 では、森下委員、どうぞ。

森下委員 今のところなのですけれども、実際に就職したのが3割ですね。留学生の就職率の5割というのは、この3割の5割なのか、全体の5割なのか。これは全体の5割という意味ですか。

福田参事官 5割でございます。

森下委員 だから、6割のうちの5割でいいのですか。

福田参事官 留学生全体の5割です。

森下委員 この文章だと、どちらとも読めるような気がするのですが。

大田議長 そうなのですか。

長谷川委員 6割の中の5割なのか。3割、どちらなのか。

大田議長 全体の5割だったと思います。

福田参事官 留学生全体の5割に活躍していただきたいということです。

森下委員 だとすると、それを書かないと両方どちらとも読めてしまうと思います。

安念委員 なるほど。母集団の問題ですね。

森下委員 何と修文するのですか。

大田議長 ここは修正したほうがいいですね。「日本で実際に就職に至る割合は全体の約3割にすぎない。このため、日本再興戦略では留学生就職率を留学生全体の5割に上げる」ということでいいですね。

福田参事官 承知いたしました。「全体の」と加える修正をいたします。

大田議長 先ほどの金丸さんから質問のあった「大学新卒者」について、安念先生のお答えでは、新卒者及び就職活動のための特定活動という在留資格を持つ人ですね。

安念委員 極めて厳密に言えばですね。

大田議長 どのように書きますか。

金丸議長代理 要するに、これは卒業した直後というか、大学卒業後の話なわけでしょう。

大田議長 そうです。

金丸議長代理 だから、大学新卒者と言ってしまうと、向こうで働いている経験もあって大学に来たという。

安念委員 そういう意味ですね。

金丸議長代理 だから、新卒と言うと多くの大企業の人たちが年齢制限でも考えてしまし、大学卒業後のという。

大田議長 大学卒業後の起業について認めると。

金丸議長代理 在学中でもいいのだけれどもね。

安念委員 もちろんそうです。

金丸議長代理 これは大学院でもいいわけでしょう。

福田参事官 こちらの意見書のターゲットが、日本の大学で学ぶ留学生というように定義しておりまして、日本の大学で学んだという言葉をつけたらいかがでしょうか。

森下委員 でも、今の話だと大学院も入るという理解でしょうね。

大田議長 大学院も入ります。

森下委員 だから、大学及び大学院とかでない。

安念委員 大学院が入ることは、もう最初のお経みみたいな前書きみたいなところの第3パラグラフをごらんください。政府においては大学・大学院留学生と書いているので、これは当然。ただ、そういう意味ですと、大学院の場合は修了と言って卒業とは言わないので、新卒者という言い方はその意味でも非常に漠とさせてあるのですか。そうしたら、どういものがいいかな。

大田議長 日本で新卒というと、3月をイメージしますね。

安念委員 やはり3月という感じかな。

金丸議長代理 ですから、卒業して延長する在留資格の期間、期限を持っている期間内の起業であればという意味ですか。

大田議長 そういうことですね。

安念委員 差し当たり考えたのはそういうことです。議長代理がおっしゃったように、日本の大学を卒業または修了して、一旦どこかの国に行ってそれなりに働いて、また日本でとなると、また在留資格や何かについての考え方が全然変わってきますから、それは差し当たり置いておいたのです。どうしましょうかと無責任なことを言うといけないのだけれども。

金丸議長代理 大学・大学院卒業後、一定期間内の起業に限りとか。

大田議長 一定期間内ですか。

福田参事官 あとは、大学新卒者の横に脚注のマークをつけまして、先ほどおっしゃられた特定活動も含むという書き方もございます。

大田議長 これは大事なところなので脚注はやめたほうがいいと思います。

金丸議長代理 私は新卒という言葉がひっかかるのです。

大田議長 まず前文の下から2行目、大学・大学院のところに括弧して「以下、大学という」ことを入れて、全部に大学院が入るようにする。

安念委員 そのとおりです。

大田議長 そして、大学新卒者のところを大学卒業後一定期間と。注に特定活動を入れますか。趣旨としては一定期間でいいですか。

安念委員 厳密にするならそうなのですが、率直に言って余り厳密にしたくない。もともと、もう少しふわっと日本の大学で学んだ人ぐらいな感じにしたかったものですから。

大田議長 では、大学卒業者でいいのではないですか。

江田委員 卒業していなくてもいいのですか。

大田議長 いや、卒業していなければいけないのでしょうか。だから、大学卒業者でいいのではないですか。要は何年かたってからでもいいわけですね。

安念委員 もちろん。

大田議長 それでは、大学卒業者ですね。

安念委員 そうするか。事務局、何か問題はありそうかな。どっちみち、技術的な話はどうせ法務省とすり合わせなければいけないので。

福田参事官 では、大学卒業者にいたします。

安念委員 卒業者にしましょうか。それが一番よさそうだ。

福田参事官 はい。承知いたしました。

安念委員 そうすると、余り年限でうるさいことも、少なくともこの文言の中ではないことになるし、では、大学卒業者にさせていただきます。ありがとうございました。

大田議長 ほかはよろしいでしょうか。

では、訂正は2カ所ですね。

安念委員 はい。

大田議長 冒頭、前書きの3つ目のパラ、「政府においては、大学・大学院・・・」

安念委員 ここで括弧ですね。以下大学という。

大田議長 以下大学という。括弧閉じ、留学生が就職しやすく。

2ページ「3. 起業要件を見直す」のところ、大学新卒者を大学卒業者と修正。日本の大学の、とは記述しなくともいいですか。

安念委員 それはいいです。

大田議長 あとはよろしいでしょうか。

佐脇参事官 あと全体のところの修正でございますでしょうか。割合の表現があったかと思えます。

福田参事官 前書きのところには、「全体の」という言葉を入れます。

大田議長 実際に就職に至る割合は全体の約3割にすぎない。その下も留学生就職率を

全体の5割と。

福田参事官 承知いたしました。

大田議長 では、以上、4カ所を修正するという事で、これを規制改革推進会議の意見書として取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 それでは、原案の4カ所を修正の上、意見書として決定いたします。

それでは、議題の「2.『一気通貫の在宅医療』の実現にかかる意見について」をお諮りします。

きょうは林座長がお休みですので、森下座長代理より、御趣旨の説明をお願いいたします。

森下委員 それでは、本日は医療・介護ワーキング・グループ座長の林委員が欠席ということで、座長代理の私のほうからお手元の意見(案)について説明いたします。

本案は、去る4月17日に開催いたしました第16回医療・介護ワーキング・グループで議論いたしまして、ワーキング・グループとして承認いたしましたものであります。本日は、これを本会議でお諮りし、御了解いただけましたら、規制改革推進会議の意見として公表したいというように考えております。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

表題にあります「一気通貫の在宅医療」の実現につきましては、今期の医療・介護ワーキング・グループにおける最重要課題として、期初よりさまざまな分野の方からのヒアリングを行ってまいりました。資料2-1のところにそのヒアリングの様子が書いてあります。また、先月27日には、お忙しい委員の方に出てもらいまして公開のディスカッションでテーマとして、幅広く意見交換を行いました。これを通じて「一気通貫の在宅医療」の実現を阻害する要因を明らかにしてきたところであります。

近年のICT技術の目覚ましい進展を受け、現在では、医者の世界ですら、オンラインによる診療が医師法上も明確に認められ、今年度からは診療報酬上も新たな専用項目が設定され評価が進む中、薬剤師による服薬指導だけがどうして対面でなければいけないのか。この疑問がこの意見の出発点であります。

この服薬指導につきましては、この意見では、シンプルに診療とのイコールフットィングを求めています。すなわち、資料2-2の2ページ目の中段以降にありますとおり、薬剤師による対面での服薬指導を原則としつつ、それを補完するものとして、必要とする地域、患者の方々の目線で、オンラインによる服薬指導を対面と組み合わせることを認めるべきであるという提言としております。

また、もし実証実験が必要であるということであれば、厚生労働省は、具体的な懸念や評価基準等を明らかにすべきであるというように考えております。

さらに、3ページ目には、公開ディスカッションにおいて議論となったもう一つの論点を書いてあります。すなわち、「一気通貫の在宅医療」を実現するためには、オンラインでの服薬指導とあわせて、処方箋の完全電子化を早期に実現する必要があるということ

あります。

簡単ですが、私からの説明は以上です。

全文は事務局から読み上げをお願いいたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

では、事務局、よろしく申し上げます。

中沢参事官 それでは、お手元の資料2を読ませていただきます。

「『一気通貫の在宅医療』の実現のために（案）」でございます。

「1.改革の必要性」。

我が国では、2015年時点で、全世帯の半分に高齢者（65歳以上）がおり、その多くは独居または高齢者の夫婦である。2025年には国民の4人に1人が75歳以上となり、高齢者の5人に1人が認知症患者になるとの推計もある。こうした状況で、全国的に、訪問診療を受ける移動困難な患者が大幅に増加し、医療分野においても介護分野においても、「在宅」ニーズが拡大している。

こうした中、診療については、「オンライン診療」促進に向けた議論が進み、本年4月の診療報酬改定ではオンライン診療についての科目が新設され、これに先立ち厚生労働省は、同年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を公表した。これにより、移動が困難な患者が、在宅のまま診療を受けられる可能性を広げる第一歩が、始まるものと期待されている。

しかし、移動が困難な患者にとって、受診から服薬指導、薬の授受までの、「一気通貫の在宅医療」が実現しなければ、オンライン診療の利便性は享受できない。オンラインにより受診できても、医師が院外処方した薬を受け取るために、薬局に出向いて服薬指導を受けねばならないとすれば、薬局に出向く負担・困難さは、通院と同じだからである。

現在、院外処方される薬については、薬剤師が「対面」で服薬指導した上で販売することが義務づけられており、オンラインによる服薬指導は認められていない（平成26年施行の改正医薬品医療機器等法）。また、医師は患者に対して処方箋の「原本」を提供し、薬剤師はその「原本」によらなければ調剤できないこととされている。このため、患者はオンライン診療を受けることができた場合でも、医師が院外処方した薬を受け取るためには、郵送された処方箋またはその引換証を持参して薬局に出向き、薬剤師から対面で服薬指導を受けねばならない（なお、オンラインによる服薬指導と処方箋の完全電子化が実現されれば、医師が院内処方した場合と同様に、患者は薬を郵便等で受け取ることができる）。

2ページ目でございます。

「一気通貫の在宅医療」を実現することは、患者と家族の負担を軽減するだけでなく、医療従事者の負担を和らげることにもなる。また、地域の限られた医療資源を最大限に生かすためにも必要である。以下に述べた改革により、オンライン服薬指導と処方箋の完全電子化を実現させ、移動が困難で必要に迫られている患者が一刻も早く「一気通貫の在宅医療」を享受できるようにすべきである。

「２．オンライン服薬指導の実現について」。

「一気通貫の在宅医療」を実現するには、オンラインでの服薬指導を可能にすることが不可欠である。医師によるオンライン診療が対面との組み合わせで認められているように、薬剤師によるオンライン服薬指導も、対面と適切に組み合わせることで、認められるはずである。

服薬指導で対面原則が求められる理由は、医薬品の副作用等についての情報提供や、多剤併用の弊害防止、残薬管理等にある。しかし、近年のICT技術の発展を踏まえれば、スマートフォンやタブレット等を活用した服薬指導も可能と考えられる。

現在、移動が困難な患者に対しては、薬剤師の訪問による服薬指導や薬剤管理等を実施する「訪問薬剤管理指導制度」が設けられており、その推進は重要である。しかし、地域の薬局は薬剤師一人経営が多いことを考慮すれば、この制度の推進だけで、患者のニーズに応えることは難しい。現在、実働する訪問薬剤師の不足等により、訪問服薬指導を受けられず、服薬指導を受けるためだけに薬局へ行かねばならない患者・地域は存在する。

こうした現実を踏まえ、対面と組み合わせたオンライン服薬指導の仕組みづくりを早急に行うべきである。

これに関連して、平成28年の改正特区法に基づく国家戦略特区では、オンライン診療の際のオンライン服薬指導について、技術上・オペレーション上の実証実験を行うことが可能となっている。しかし、現時点において、特区でのオンライン服薬指導の実証実験は一件も行われていない。

他方、特区制度創設後、全国的なオンライン診療の指針が公表され、保険適用も開始した。このようなオンライン診療に関する政策の進展や、超高齢化に伴う在宅医療ニーズの拡大を踏まえれば、特区制度にとどまらず、さらに、移動困難な患者の立場に寄り添った「一気通貫の在宅医療」の実現を図るべきである。

３ページ目でございます。

すなわち、本年3月27日の公開ディスカッションにおいて具体的にオンライン服薬指導の強い要望が提示された福島県南相馬市のような地域や、オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、必要性に迫られた地域や患者については、オンライン服薬指導と訪問服薬指導との組み合わせが可能となるよう、早急に制度を見直すべきである。また、見直しに際し、厚生労働省が、実証実験が必要不可欠であるという場合には、実証を要する具体的な懸念点と、実証を通じて評価する基準等を明らかにするべきである。

「３．処方箋の完全電子化の実現について」。

現在、電子データも処方箋の原本となり得るが、「電子処方せんの運用ガイドライン」では、電子処方箋引換証、処方箋確認番号を、患者が薬局に持参するモデルが定められている。また、病院から薬局へ処方箋を送付することも認められていない（前述の国家戦略特区を除く）。

しかし、電子処方箋の交付から受け取りまでを完全に電子化し、紙のやりとりをなくさ

なければ電子化の意味はなく、「一気通貫の在宅医療」を実現することもできない。

また、医師の資格を電子的に証明する仕組みを使えば、押印した紙媒体によらずとも、処方箋の原本確認を行うことは可能である。

以上を踏まえ、速やかに当該ガイドラインを改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化すべきである。

以上であります。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問をお願いいたします。

原委員、どうぞ。

原委員 ありがとうございます。

御説明をいただいたオンライン服薬指導、処方箋の完全電子化の部分については、全く異存ございません。

前段のところで、最初の2段目に、本年4月の診療報酬改定でオンライン診療についての科目が新設されたことに触れられています。ここは私の認識では、医療・介護ワーキング・グループでなされていた議論を相当程度無視した形で、かなり厳格な要件が課されてしまったということだと認識しておりますが、これはさらに拡大していくべきという課題が残っていることを触れておかななくてよろしいのでしょうか。

森下委員 今回は触れておりませんが、課題はあると認識しています。

原委員 わかりました。この文章だけを見るとポジティブに評価しているパラのように見えたものですから、気になって申し上げました。

森下委員 そういうわけでは、ありません。

大田議長 ここは前回の公開討論会で議論したことを主眼とした意見書にしてあるということですか。

ほかはいかがでしょうか。

八代委員、どうぞ。

八代委員 この意見書が出ることで、長年の薬剤師会と問題になっている対面の服薬指導というものがどれくらい変わるのでしょうか、要するに厳格な意味のフェース・ツー・フェースに穴をあけるということには一応なるわけですね。

森下委員 これはここにも出ていますように、オンライン診療とのイコールフットィングということになります。オンライン診療では、対面というのは残ってはいますけれども、ほかの部分がかなり大きくなっています。当然ながら、同じような形でなければ一気通貫の医療は実現しませんので、基本的にはオンライン診療のレベルまでは確実に行ってもらうというのは前提だろうと思っておりますし、公開ディスカッションの場でも、それに対しては大きな祖語がなかったのではないかとというように認識しております。

八代委員 ありがとうございます。

大田議長 よろしいですか。

八代委員 医療機関での診療並みになるということですね。

森下委員 はい。

大田議長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

御異議がなければ、この資料2について原案のとおり、決定したいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

大田議長 それでは、原案のとおり、決定いたします。

以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かありますか。

佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。